

豊能町立図書館除籍資料無償譲渡要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊能町立図書館資料収集、保管及び除籍に関する要綱（令和5年4月1日施行）第8条に基づき、豊能町立図書館において除籍した資料のうち再利用に耐え得るものの再活用を図り、住民の読書活動に資することを目的として、除籍資料等の無償譲渡に関する必要事項を定める。

(無償譲渡対象者)

第2条 除籍資料等の無償譲渡を受けることができる者は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 豊能町が設置する公共施設の管理者
- (2) 豊能町に活動の拠点を置き、町内を専らその活動の範囲とする団体の責任者
- (3) 豊能町に住所を有する者、又は町内に通勤若しくは通学をしている者
- (4) その他、館長が適当と認める者

(無償譲渡の冊数)

第3条 無償譲渡する除籍資料等の冊数に制限がある者及び制限冊数は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 前条第2号に定める者 譲渡1回につき100冊以内
- (2) 前条第3号及び第4号に定める者 譲渡を行う日ごとに20冊以内

(無償譲渡の手続き)

第4条 除籍資料等の無償譲渡を受けようとする者は、豊能町立図書館除籍資料等無償譲渡受領書（別記様式）を提出しなければならない。

(無償譲渡の条件)

第5条 除籍資料等の無償譲渡を受けた者は、除籍資料等を自己の責任において善良の下に管理しなければならない。

(無償譲渡の取消)

第6条 除籍資料等の無償譲渡を受けた者が、前条に規定する管理をしなかったときは、以降の無償譲渡を行わないことができる。

(委任)

第7条 この要領の実施に関して必要な事項は、館長が定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

豊能町立図書館

除籍資料等無償譲渡 受領書

年 月 日

受領冊数
冊

上記資料の取り扱いについては私個人(当団体)が全責任を負担し、個人(団体内)での利用に努め、営利目的での売却や貸借り等は一切行わないことを誓約して受領します。

年代：① 20歳まで ② 21歳～60歳まで ③ 60歳以上

記入が終わりましたら、備え付けのボックスにお入れください。

受領した資料を処分する時は、自治体が指定する処分方法に従い、適正に処分してください。

この様式は、日本工業規格B6サイズとする。